

年度経営計画の評価

平成19年度

熊本県信用保証協会

平成 19 年度経営計画につきまして、自己評価を行い、中宮光隆 熊本県立大学教授、立石和裕 公認会計士、古田哲朗 弁護士から構成される外部評価委員会における評価も終了しましたので公表します。

1. 19年度計画の自己評価

1 業務環境

(1) 地域経済及び中小企業の動向

熊本県内の経済状況は、主力である電気機械、輸送用機械の製造業を中心に設備投資や生産が高水準を維持しており、緩やかな回復を続けているものの、公共工事が依然として低調で、新設住宅着工戸数も大幅に減少していることに加え、個人消費も盛り上がり欠け足踏み観が見られる。

一方、中小企業分野に目を向けると、石油製品をはじめとした原材料価格の高騰にもかかわらず、価格転嫁が困難なため収益が圧迫され、厳しい経営環境となっている。

(2) 中小企業向け融資の動向

地元地方銀行における中小企業等向け貸出残高をみると、平成20年3月末における前年比で0.6%の増加となっており、ほぼ前年並みに推移しているが、金融機関によって動向に違いが見られる。

(3) 県内中小企業の資金繰り状況

企業倒産は、件数、負債総額とも減少傾向にあるが、負債1億円未満の小口倒産の件数が増加傾向にあり、中小企業の資金繰り状況の悪化が見られる。

(4) 県内中小企業の設備投資動向

九州財務局調査によると、19年度の中小企業の新規設備投資は、前年比で16.9%の増加(下期マイナス7.6%)となっている。保証承諾の資金用途別では、設備資金が2.5%減少しているが、運転・設備資金においては、9.3%増加するなど、中小企業においても一部に積極的な姿勢が窺える。しかしながら、20年度計画においては、マイナス15.2%の見込であり、消極的なものとなっている。

(5) 県内の雇用状況

平成20年3月での有効求人倍率は、0.71倍と前年同月から0.13ポイント減少し、連続で減少しており悪化傾向にある。

2 重点課題について

(1) 保証部門

① 保証利用促進

a 保証利用促進を図るべく、定期的に金融機関と意見交換会を実施する。

地元金融機関と責任共有制度の導入前後における保証利用の促進について、毎月意見交換を実施した。

結果的に、19年度の保証承諾は、資金需要の低下などにより、責任共有制度導入前(H19/4~9)が前年比97.7%、導入後(H19/10~H20/3)が前年比87.7%と減少した。次年度においても、さらなる保証利用の促進策を検討したい。

b 責任共有制度の導入に伴い保証利用の促進を図る。

責任共有制度の開始に合わせ、平成19年10月から平成20年3月まで、保証利用先数の増加や政策保証の促進を目的として、金融機関および商工団体に対して、保証利用の促進キャンペーンを実施した。このキャンペーンは、2,591件151億円の保証承諾実績を挙げ、下期の保証承諾全体の約30%を占めた。

c 金融機関や商工会・商工会議所に保証利用の利便性をアピールし、保証利用顧客の増加に努める。

・ 金融機関と協力、連携し、協会利用のない先(完済先を含む)へのアプローチ

金融機関および県税理士会と協力して利便性の高い保証に取組んだ。さらに、完済先に対して再利用を推進し、133企業から再利用をいただいたが、最終的な保証利用顧客数は18,603企業となり、目標の19,200企業に対し96.9%(前年比98.2%)にとどまった。引続き保証利用顧客数の増加に努めたい。

・ 商工会議所、商工会との提携商品の開発

商工団体経由の保証申込について、迅速かつ簡略化を検討したが、制度融資の要件や責任共有制度における金融機関との調整等の制約があり、実現には至らなかった。

・ 国の新政策保証に対応した取組み

平成 19 年 7 月に、流動資産担保融資保証制度（A B L 保証）、再挑戦支援保証制度および特定信用状関連保証制度など新しい保証制度についての説明会を金融機関に対して実施した。さらに、平成 19 年 9 月には、地元新聞に新しい保証制度の広告を掲載し利用促進を図った。

再挑戦支援保証制度および特定信用状関連保証制度は、対象者が限られることから、保証申込はなかったが、棚卸資産を担保とした A B L 保証は、10 件 273 百万円の保証利用があり、19 年度の利用件数は、全国において上位から 6 番目の実績をあげた。

② 責任共有制度のスムーズな導入

a 金融機関や各自治体、商工会・商工会議所との連携をさらに強化し、責任共有制度のスムーズな導入・運用を推進する。

・ 金融機関、地方自治体および商工会・商工会議所に対する事前説明会の実施

市町村、商工会・商工会議所および金融機関本部・営業店などに対して、責任共有制度に係る事前説明会（全 23 回、出席者延べ約千人）を実施し、周知を図った。その結果、トラブルも無くスムーズな導入・運用が図られた。

b 中小企業者に対して、責任共有制度の案内を行い、スムーズな導入を推進する。

平成 19 年 9 月に協会の全利用企業（19,526 企業）に対して、責任共有制度の案内リーフレットを郵送した。さらに、地元新聞にも、責任共有制度の案内広告を掲載し周知を図った。

これに対し、平成 20 年 1 月から 2 月にかけて、協会利用の 1,300 企業（394 企業回答）に対して実施したアンケート結果を見ると、責任共有制度を「知らない」と回答した企業がまだ 41.6%を占めており、次年度においても、さらに広報活動の充実により周知を図ることとした。

c 責任共有制度に関する問い合わせ等に的確に対応できるよう窓口体制の整備を行う。

平成19年7月に責任共有制度に係る相談窓口を経営支援室に設置し、そのことを金融機関や商工団体に通知するとともに、ホームページにも掲載し、問い合わせに的確に対応した。

d 小口零細企業保証制度の創設を図る。

平成19年10月に小口零細企業保証を創設し、金融機関および商工団体に対して制度の周知と利用推進に努めた結果、19年度下期の承諾に対する小口零細企業保証の承諾は、件数の割合で、28.2%(全国2位)、金額の割合で、11.9%(全国1位)と高い実績をあげた。

③ 顔の見える協会への対応

a 保証の付加価値を高め保証利用の満足度を高める。

・ 保証利用顧客に対し、中小企業経営診断システム(MSS)による財務データの提供

MSSによる情報提供は、保証審査担当者が企業訪問により80企業に対して実施したほか、毎月の郵送により6,112企業に対して実施した。利用者からは、財務内容が客観的に把握でき、経営改善に役立つなどの意見があった。

・ 税理士会・中小企業診断協会との連携の強化による税務相談・経営相談等の各種相談の充実

平成19年8月に、中小企業診断士の派遣を助成する経営サポート制度を創設し、5企業からの制度の利用があった。さらに、同11月には、郵送によるMSS情報提供企業のフォローアップとして、中小企業診断士・税理士・弁護士による特別相談会を開催し、24企業の参加を得た。これらの取り組みにより、経営相談の充実が図られた。

- ・ 移動金融相談会の継続的開催
商工団体との連携により、県内 9 カ所において移動金融相談会を開催し、76 企業の個別金融相談に対応した。
- b 対外的な広報の充実により保証制度の内容を P R する。
 - ・ ホームページの充実
平成 19 年 4 月にサイトをリニューアルし、Q & A、意見箱および金融機関・商工団体専用サイトなど新しいコーナーを設置するとともに、新着情報も 34 回掲載した。そのほか、ホームページに、保証月報・信用保証ガイドブックなどを掲載して充実を図った。
 - ・ ダイレクトメールによる情報提供
ダイレクトメールは、前記②b や③a により約 2 万 6 千通を発送した。
 - ・ 各地方自治体、商工会・商工会議所等の広報誌の活用および新聞・T V 等のマスメディアの活用
地元新聞・経済誌、商工団体の広報誌への広告掲載など従来のものに加え、新しくラジオ広告の実施や自治体(4 市 2 町)広報誌へ情報提供を行った。

④ 経営支援への取組み

a 保証利用顧客の中から、特に大口先（保証債務残高1億5千万円以上）を抽出し、中小企業経営診断システム（MSS）を活用したフォローアップを実施する。

前記(1)③aの取組みとは別に、平成19年12月に、保証債務残高1億5千万円以上の75企業に対して、MSSによる財務分析結果を用いて、企業訪問によるフォローアップを実施した。そのうち62企業(82.7%)から「参考になった。」との回答得た。

b 経営支援室を中心として、経営相談ならびに経営アドバイス等の充実を図る。

- ・ 財務改善を必要とする企業に対し、中小企業診断協会および各商工会・商工会議所が開催する経営支援制度等と連携した経営アドバイスの実施

財務改善を要する14企業に、経営支援室の専任担当者が訪問し、経営アドバイスを行うなどの経営支援を実施した。さらに、そのうち4企業に対しては、前記(1)③aの経営サポート制度を利用し、中小企業診断士による経営支援も実施した。

- ・ 中小企業再生支援協議会との連携強化による経営支援業務の充実

再生支援協議会との連携による支援業務は、9企業について協議を行い、返済方法の緩和等により経営支援を実施した。詳細は、事業再生部門(2)③aのとおり。

(2) 事業再生支援部門

① 事業再生への積極的な取組みと対応の迅速化

a 求償権消滅保証については、既存の求償権先からリストアップした対象先へアプローチを強化し、また、求償権消滅保証を実施した企業に対しては決算期毎に経営指導を行う。

リストアップした32企業の中から、計画(2企業)を上回る3企業に対して求償権消滅保証を実施した。実施できなかった企業に対しても、継続的な経営指導を実施している。また、18年度に求償権消滅保証を実施した2企業に対しては、決算後のモニタリングを行い、業績が順調に推移していることを確認した。

そのほか、1企業に対して各金融機関と連携して、当協会では初めてとなる再生スキームに基づく債権放棄を決定(実行は平成20年4月)した。

b 法的な再建手続きを行う企業については、申込人資格要件の緩和・保証期間の延長等の改正により運用改善が図られる「事業再生保証制度(DIP保証)」により、事業再生のための取組みを行う。

国の統一保証制度として、事業再生保証制度(DIP保証)の概要が提示されると同時に、当協会においても同制度を創設した。金融機関に対して同制度の説明会を開催し周知を図ったが、19年度において当該案件の利用はなかった。

c 中小企業再生サポートシステム(CSS)を活用して、企業の将来診断を行い、事業改善計画の策定を支援する。

保証債務残高50百万円超の大口事故報告企業で再生が見込まれる先に対して、中小企業再生サポートシステム(CSS)による企業の将来診断を行い、事業改善の可否を判断した。19年度においては再生見込みのある企業が少なく、大口事故65企業のうち7企業に対する活用にとどまった。

② 起業・再挑戦支援の体制充実

a 事業再生支援室を充実し、起業・再挑戦支援に取り組む。

再挑戦支援保証制度および創業関連保証制度の創設と創業等関連保証制度の改正を行い、再挑戦支援の体制を整えた。2（2）の事業再生保証制度と同様に金融機関に対して説明会を開催し、同制度の周知を図ったが、19年度において当該要件の利用はなかった。

事業再生支援の充実については、業務の見直しや人員の増加を予定したが、実施できなかったため、次年度に実施することとした。

③ 中小企業再生支援協議会や金融機関の企業支援グループとの連携

a 熊本県中小企業再生支援協議会や金融機関の企業支援グループとの情報交換会を随時開催する。情報を共有化し多角的に事業再生の可能性を検討する。

金融機関と熊本県中小企業再生支援協議会との情報交換会を協会主催で3回開催し、再生に関する活動状況や事例発表を行い情報交換に努めた。

個別企業では、熊本県中小企業再生支援協議会や金融機関の企業再生グループとの連携により、13企業についての再生協議を実施した。内訳として6企業に対し返済方法の緩和等を実施し、1企業に対し民間の債権買取機関からの債権肩代わり資金について引受金融機関と連携し保証を実行した。また、1企業に対して前期（2）

① a のとおり債権放棄を決定した。残りの5企業のうち、1企業について再生を断念し、4企業については、検討を継続中である。

(3) 期中管理部門

① 金融機関との連携による期中管理強化

a 事故報告受付後は、早期に現地調査と面談により実態把握を行い、企業の実情に応じた弾力的な条件変更や借換え保証等により資金繰り改善支援を行う。

事務の進捗と金融機関との交渉をスムーズに進めるために、事故報告受付から代位弁済・事故取下げまでの事務の流れと注意点を取りまとめた手引書を作成した。また、全国信用保証協会連合会（以下、「全保連」という。）が、基本約定書の解釈指針を改正（平成19年8月）したことに伴い、金融機関に対し、改正ポイントや期中管理に関する重要事項等について説明会を実施した。

資金繰り改善支援については、現地調査による企業実態把握に努めるとともに金融機関と連携し条件変更等の対応を推進した。その結果、事故調整は順調に推移し、調整率は当初計画20.0%に対し、22.6%となり計画を達成した。

b 金融機関と連携した事業再生運動を実施し、条件変更等の調整機能の強化に取組み、代位弁済を抑制する。

18年度に引き続き、事業再生推進運動を平成19年9月1日から12月末日まで実施した。同運動の展開により、金融機関の事故報告先に対する再生認識の高まりが見られ、金額において、対前年比で3倍を上回る大きな実績を残すことができた。

② 求償権回収に向けた所要の取組みの強化

a 代位弁済を予定している事業者に対しては求償権の事前行使により債権保全措置を強化する。

事故報告受付時の本人および保証人の資産調査ならびに資産評価を徹底し、状況に応じて不動産仮差押等の求償権事前行使を実施した。18年度の25件に対し26件の仮差押を実施し、うち2件は代位弁済後の早期回収に繋がるなど、債権保全措置が強化された。

b 再生不可能な破綻企業に対しては、早期に代位弁済を行い、支払利息等代位弁済額の抑制を図る。

企業実態の早期見極めが浸透し、破綻企業や再生不可能と判断される企業に対しては早期代位弁済に取り組んだ。

支払利息負担率は、貸付金利上昇の影響もあり、計画の1.00%以内に対し1.01%とわずかに計画を達成できなかったが、支払利息の支払日数は、目標の120日以内を下回る115日となり計画を達成した。

c 管理回収部門および保証協会サービサー（以下、「サービサー」という。）と、必要に応じて代位弁済前から共同して債権の管理を行い、期中管理から代位弁済までの業務の連携強化を図ることで早期回収に着手できる体制を確立する。

管理部内における代位弁済引継会の継続開催や、回収支援システムの機能充実により、期中管理情報や代位弁済引継会で決定した回収方針が回収部門に確実に伝達され、情報の共有化を更に向上させることができた。

(4) 管理回収部門

① 有担保求償権の管理強化と担保処分迅速化による回収の増加

- a 代位弁済後の回収方針の早期決定と、回収支援システムを活用した進捗管理の徹底により、代位弁済初年度の回収額の増加を図る。

平成19年10月に回収支援システムの機能充実と同システムの利用マニュアルを作成した。回収の増加を図るため、大口回収予定先のヒアリング実施と回収支援システムを活用した進捗管理を行った。全体の回収計画は達成できなかったが、初年度回収率は目標の6.0%に対し6.1%と計画を達成した。

② サービサーを活用した無担保求償権の回収の強化

- a サービサーとの連携を強化するため、「協会管理部とサービサーとの管理回収連絡会議」を実施し、目標管理の徹底と回収促進施策について定期的に意見交換を行う。

管理回収連絡会議は計画どおり四半期ごとに開催し、回収額の増加に向けて、重点項目の確認を行うことができた。

- b 無担保求償権については、サービサーの委託をさらに推進し回収の効率化を努める。また、担保処分等により新たに無担保化した求償権についても委託を年2回(4月・9月)実施する。

無担保求償権の委託は、18年度の249件に対し、19年度は288件を委託した。さらに休眠債権を見直した中から、定期弁済誓約を締結できた先について、今回初めてサービサーに39件委託した。また、新たに無担保化した求償権については、4月に117件を委託したが、第2四半期以降は、委託効果のある無担保化求償権がなかったことにより、委託は行わなかった。

- c 定期的に弁済をしている先に対して入金管理と実態把握を行い、必要に応じ定期回収の増額交渉等に努め、の定期回収額 40 百万円を目標とする。

平成 19 年 6 月に定期回収改善委員会を設置し、督促等の管理事務体制の見直しを行った。初期延滞督促用の専用電話（回線）を設置し、専任担当者による未入金先・口座振替不能等の弁済不履行先への督促を強化した。さらに定期回収の増大を図るために、定期回収増強運動を平成 19 年 10 月 1 日から 11 月 30 日までの 2 ヶ月間実施し、新規および未誓約者との定期弁済契約化、弁済契約期限到来先の増額交渉等を行った。その結果、第 3 四半期以降、定期回収は増額推移し、第 4 四半期は月平均 47 百万円に達した。

③ 休眠債権見直しによる回収財源の増大化

- a 休眠債権を現地調査・ヒアリング等により見直しを行い、新たな回収へ結びつけるとともに回収不能先に対しては管理事務停止・求償権整理の手続きを促進する。

専任担当者を 2 名配置し、休眠債権として分類された求償権の見直しと掘り起しに今年度初めて取組んだ。対象先 1,111 件に対して、400 回の現地調査に基づく実態把握の結果、新たに弁済契約締結に結びついた先 46 件を始め、法的手続きへ移行したものなど 193 件に新たな回収の手掛りが生じた。管理事務停止と求償権整理はいずれも年間目標件数を達成した。

(5) その他間接部門（総務関係）

① 更なる運営規律強化へ向けた取組み

a 平成 18 年度経営計画の外部評価を踏まえた評価結果と平成 19 年度経営計画の公表

18 年度経営計画の自己評価は、平成 19 年 7 月に外部評価委員会を開催し、その意見を踏まえ同 8 月にホームページで公表した。また、19 年度経営計画は、その内容を平成 19 年 5 月にホームページで公表し、同 9 月には、計画の自己評価と合わせディスクロージャー誌に掲載した。

b 外部評価委員会への平成 19 年度年度経営計画中間報告・意見交換の実施

平成 19 年 10 月に外部評価委員会を開催し、経営計画の中間報告を実施し意見交換を行った。

c アンケートの実施

前記(1)②bのとおり、平成 20 年 1 月から 2 月にかけて、協会利用の 1,300 企業(394 企業回答)に対して、「中小企業融資に関するアンケート調査」を実施した。その結果をもとに、広報の強化など、直ちに実施できるものについては、20 年度経営計画に一部を盛り込み改善していくこととした。また、引き続き時間を要するものについては、次年度においても改善策を検討し実施していくこととした。

d ホームページを活用した意見箱の設置

利用者から広く意見・照会・相談等を受付し、回答する取組みとして、平成 19 年 9 月からホームページにおいて意見箱を設置した。その結果、3 件の相談を受付(開業資金に関するもの 2 件、借換資金に関するもの 1 件)回答した。今後さらに普及に向けて取組んでいく。

② 人材育成の強化

a 全国信用保証協会連合会主催研修への積極的参加と、その報告会の実施

全保連等主催の外部研修に 47 名（昨年 50 名）参加したが、内部への報告会は、日程等の関係から、3 回にとどまり十分ではなかった。次年度において、研修体系を見直し内部研修等の充実に取り組んでいく。

b 目利き審査・経営支援・事業再生支援など専門的知識習得のための取組

全保連以外にも中小企業大学校、中小企業金融公庫および CRD 協会等が主催する専門研修に、13 名（昨年 14 名）参加した。今後、上記のとおり研修体系を見直し、OJT 等の充実を行う。

c 長期ビジョンに立った公的資格取得へのサポートの実施

中小企業診断士の資格取得者を 21 年度までに新規に 3 名とする目標を設定し、その達成に向けた取組（19 年度は、一次試験合格者 1 名）ができた。なお、次年度は、2 名が資格取得に向けて取り組んでいる。

(6) その他間接部門（コンプライアンス関係）

① コンプライアンス態勢の更なる充実

a 平成19年度コンプライアンス・プログラムの周知徹底

年度当初の月例会議や内部通知により役職員に対する説明を行い、周知徹底を図った。

また、コンプライアンス・プログラムに基づく項目をすべて実行し、役職員のコンプライアンス意識の向上を図ることができた。

b コンプライアンスに関する諸規程・マニュアル等の見直し

コンプライアンスに関する諸規程および関係様式は、平成19年5月に改正したが、コンプライアンス・マニュアルについては、策定できなかった。次年度に策定することとした。

c 公益通報者保護規程の制定に向けた取組み

平成19年11月1日付けで規程を制定・実施した。

d 苦情等の発生時における、迅速な対応・分析・検証および再発防止策の実施

19年度は、苦情等の事案が14件発生したが、全事案をコンプライアンス委員会に報告するとともに、苦情等処理要領等の規定に沿って速やかに対応した。

e コンプライアンス研修の充実

19年度におけるコンプライアンス研修計画は、計画通り全て実施し、職員の意識の向上が図られた。

② 個人情報の適正な管理の徹底

a 個人情報の保護に関する諸規程・管理台帳等の整備および見直し

平成19年7月までの間に、諸規定を改正するとともにマニュアルの制定、関係様式の新設・改正を行った。

b 個人データ点検責任者等の研修の充実

平成19年11月に個人データ点検責任者研修を実施した。

③ 内部監査技法の向上

監査法人の指導・助言を参考としてシステム監査に関する知識の習得ができた。

(7) その他間接部門（電算関係）

① システムリスクに対する管理態勢の強化と共同システムの品質管理の強化

a システム安定化委員会による進捗管理、テスト・検証結果の確認など管理態勢の強化

b 第三者機関（監査法人）によるシステム安定化プロジェクトのための評価の実施およびその改善への取組

システム安定化委員会を定期的（毎月2回）に開催し、システム安定化のための取り組みに係る進捗管理、テスト・検証結果の確認など管理態勢の強化を図った。また、監査法人の指導助言を受けて、平成19年10月に「品質強化マニュアル」、平成20年3月に「システムリスク管理規程」を策定し態勢整備を行った。

その結果、品質の障害・不具合の発生は減少傾向にあり、監査法人からもシステム安定化に対して概ね受容可能なレベルに達したとの評価を得ることができた。

② 責任共有制度実施に対する正確なシステム対応

a システム開発委託先との連携強化

b 責任共有制度のシステムの全国共通部分についてはユーザー組織である信用保証協会グローバルネクスト運営協議会と連携したリスク管理態勢の確立

システム開発委託先および信用保証協会グローバルネクスト運営協議会と連携して、十分なプログラム仕様の確認やテスト・検証作業の実施により順調に稼動することができた。

3 事業計画について

保証承諾は、景気の減速から資金需要が低下しているなか、金融機関間での競争が激化していることや19年度下期から協会と金融機関とが責任を共有する責任共有制度が新しく始まったことなどから、12,155件1,091億円で前年度に比べ件数は1.5%増加したが、金額は、7.3%と3期連続の減少となり、計画比でも0.8%と減少した。

これを受けて保証債務残高は、33,422件、2,481億円で前年度に比べ件数で1.9%、金額で3.2%の減少となったが、計画比では2.6%増加した。

代位弁済は、964件82億円で前年度に比べ件数で30.1%、金額で、23.3%増加し、当協会では14年度に次ぐ多い金額となり、計画比でも、33.7%と大きく上回った。

回収は、25億円で前年度に比べ2.6%の減少となり、計画比でも8.4%の減少となったが、実際回収率では全国平均を上回る実績を維持している。

4 収支計画について

年度経営計画に基づき業務の適正な運営と効率化に努めた結果、収支差額は4億89百万円の黒字計上となった。この収支差額の処理については、全額を基金準備金に繰入処理を行った。

5 財務計画について

基本財産のうち基金は、県、市町村、金融機関に対して要請しなかったため、期末の基金は78億18百万円のまま増減はなかった。

基本財産のうち基金準備金は、収支差額の4億89百万円を繰入れ、期末の基金準備金は116億13百万円となった。基本財産のうち金融安定化特別基金は、金融安定化特別会計の収支差額▲38百万円となったため、同額を取り崩したため、期末の金融安定化特別基金は12億21百万円となった。

この結果、基本財産総額は206億52百万円となり、前年度に比べ4億52百万円の増加となった。

6 外部評価委員会の意見等

(1) 責任共有制度のスムーズな導入の取組みについて

平成19年10月に責任共有制度が導入されたが、当初、新たな制度の導入ということで、金融機関の導入態勢や保証付き融資に対する対応状況等から大幅な保証承諾の減少が懸念された。

しかし、小口零細保証制度等の責任共有対象外制度が、本県は全国と比べて高い比率で利用されていることなどから、総じてスムーズな導入ができていると思われる。これは、事前の制度説明会等の実施や、広報活動により周知の徹底が図られた結果によるものと評価される。

責任共有制度は、金融機関側に保証付き融資に対する引当金の算出が必要になるなど、リスク管理の必要性が増大したため、リスクの発生如何によっては金融機関に融資対応の変化が生じ、中小企業者の資金調達に大きな影響を与える可能性を内在している。このため、今後も引き続き制度の周知に努めてほしいが、特に貸し渋りが発生しないよう金融機関へのPR活動に努めていただきたい。

(2) 電算システムの内部管理体制の充実について

電算システムが九州6県によって共同化されているが、一般的に共同化システムは、最大公約数的な考えで開発されており、個別の詳細部分の対応についてはITによる統制が不十分なケースもあり、個別管理が重要となってくる場合が見受けられる。今後、さらにシステム監査を含めた監査技法を習得し、内部管理体制の充実を図ってほしい。

(3) コンプライアンス態勢の充実について

コンプライアンス態勢の更なる充実を図るため、規程の制定や研修等の充実に取り組まれているのは評価できる。しかし、コンプライアンス委員会における苦情処理のなかで苦情等の事案の発生原因が、事務処理の誤りにあるとするものが数件見受けられる。事務処理の誤りは、コンプライアンス態勢の不備を示す場合もあるため、当該苦情事案について原因分析を十分に行い、是正措置を検討するとともに、コンプライアンス全体のリスク管理対応手続きについて、さらなる充実に努めていくことが重要と思われる。

(4) 経営計画の実施状況について

平成19年度経営計画の実施に当たっては、中小企業の振興を図るという観点から各事業ともに、目的に沿って積極的に推進され、一定の成果をあげていることがうかがえる。このことから、経営計画全体の実施結果については、相当な評価をすることができる。

(5) 金融の円滑化について

中小企業には、あまり影響がないと思われるサブプライム問題も、欧米では景気を減退させるなど、かなり深刻な状況であり、グローバル化する経済においては、日本の景気動向も楽観視できない。そのため、今後とも中小企業に対する金融の円滑化に寄与してほしい。

2. 事業計画

熊本県信用保証協会

(単位：百万円、%)

年 度 項 目	19年度計画	19年度実績			20年度計画		
	金 額	金 額	対計画比	対前年度 実績比	金 額	対前年度 計画比	対前年度 実績比
保 証 承 諾	110,000	109,132	99.2%	92.7%	115,000	104.5%	105.4%
保 証 債 務 残 高	241,900	248,114	102.6%	96.8%	251,200	103.8%	101.2%
保 証 債 務 平 均 残 高	248,600	250,045	100.6%	95.1%	245,400	98.7%	98.1%
代 位 弁 済	6,100	8,154	133.7%	123.3%	7,200	118.0%	88.3%
実 際 回 収	2,700	2,472	91.6%	97.4%	2,600	96.3%	105.2%
求 償 権 残 高	1,000	1,196	119.6%	158.6%	1,200	120.0%	100.3%

(注) 1. 代位弁済は元金および利息の合計

3-1. 収支計画(全体)

熊本県信用保証協会

(単位：百万円、%)

年 度 項 目	19年度計画		19年度実績			20年度計画			
	金 額	金 額	対計画比	対前年度 実績比	債務 平残比	金 額	対前年度 計画比	対前年度 実績比	債務債務 平残比
経常収入	3,545	3,814	107.6%	97.8%	1.53%	3,680	103.8%	96.5%	1.50%
保証料	3,029	3,188	105.2%	95.1%	1.27%	3,115	102.8%	97.7%	1.27%
運用資産収入	270	298	110.4%	137.3%	0.12%	290	107.4%	97.3%	0.12%
責任共有負担金	-	-	-	-	-	0	-	-	-
その他	246	327	132.9%	98.2%	0.13%	275	111.8%	84.1%	0.11%
経常支出	2,693	2,570	95.4%	99.8%	1.03%	2,733	101.5%	106.3%	1.11%
業務費	1,204	1,113	92.4%	106.8%	0.45%	1,230	102.2%	110.5%	0.50%
借入金利息	6	7			0.00%	4		57.1%	0.00%
信用保険料	1,468	1,448	98.6%	95.5%	0.58%	1,439	98.0%	99.4%	0.59%
雑支出	15	3	20.0%	25.0%	0.00%	60	400.0%	2000.0%	0.02%
経常収支差額	852	1,244	146.0%	93.8%	0.50%	947	111.2%	76.1%	0.39%
経常外収入	6,787	8,093	119.2%	101.0%	3.24%	7,780	114.6%	96.1%	3.17%
償却求償権回収金	431	293	68.0%	96.4%	0.12%	333	77.3%	113.7%	0.14%
責任準備金戻入	1,604	1,573	98.1%	92.7%	0.63%	1,550	96.6%	98.5%	0.63%
求償権償却準備金戻入	239	195	81.6%	61.9%	0.08%	278	116.3%	142.6%	0.11%
求償権補てん金戻入	4,513	6,033	133.7%	106.0%	2.41%	5,618	124.5%	93.1%	2.29%
その他	0	0		0.0%	0.00%	1			
経常外支出	7,123	8,888	124.8%	105.6%	3.55%	8,525	119.7%	95.9%	3.47%
求償権償却	5,393	7,088	131.4%	106.7%	2.83%	6,663	123.5%	94.0%	2.72%
責任準備金繰入	1,488	1,538	103.4%	97.8%	0.62%	1,544	103.8%	100.4%	0.63%
求償権償却準備金繰入	235	260	110.6%	133.3%	0.10%	316	134.5%	121.5%	0.13%
その他	7	2	28.6%	28.6%	0.00%	2	28.6%	100.0%	0.00%
経常外収支差額	-336	-794	236.3%	193.2%	-0.32%	-744	221.4%	93.7%	-0.30%
金融安定化特別基金取崩額	18	38	211.1%	380.0%	0.02%	24	133.3%	63.2%	0.01%
制度改革促進基金取崩	40	2	5.0%			15	37.5%		0.01%
当期収支差額	574	489	85.2%	52.9%	0.20%	242	42.2%	49.5%	0.10%
収支差額変動準備金繰入額	0	0				0			
収支差額変動準備金取崩額	0	0				0			
基金準備金繰入額	574	489	85.2%	52.9%	0.20%	242	42.2%	49.5%	0.10%
基金準備金取崩額	0	0				0			
金融安定化特別基金繰入額	0	0				0			
基金取崩額	0	0				0			

3-2. 収支計画(特別会計)

熊本県信用保証協会

(単位：百万円、%)

年 度 項 目	19年度計画		19年度実績			20年度計画		
	金 額	金 額	対計画比	対前年度 実績比	金 額	対前年度 計画比	対前年度 実績比	
経常収入	50	59	118.0%	70.2%	36	72.0%	61.0%	
保証料	44	53	120.5%	67.9%	31	70.5%	58.5%	
預け金利息	2	2			1		50.0%	
雑収入	3	2	66.7%	66.7%	3	100.0%	150.0%	
その他	3	1	33.3%	33.3%	2	66.7%	200.0%	
経常支出	67	64	95.5%	81.0%	54	80.6%	84.4%	
業務費	52	49	94.2%	89.1%	43	82.7%	87.8%	
信用保険料	15	15	100.0%	62.5%	11	73.3%	73.3%	
経常収支差額	-17	-6	35.3%	-120.0%	-18	105.9%	300.0%	
経常外収入	277	400	144.4%	95.0%	225	81.2%	56.3%	
償却求償権回収金	27	40	148.1%	76.9%	23	85.2%	57.5%	
責任準備金戻入	37	35	94.6%	63.6%	25	67.6%	71.4%	
求償権償却準備金戻入	15	14	93.3%	140.0%	13	86.7%	92.9%	
求償権補てん金戻入	198	311	157.1%	102.3%	164	82.8%	52.7%	
経常外支出	278	432	155.4%	99.3%	231	83.1%	53.5%	
求償権償却	247	391	158.3%	101.3%	209	84.6%	53.5%	
責任準備金繰入	21	25	119.0%	71.4%	16	76.2%	64.0%	
求償権償却準備金繰入	10	15	150.0%	107.1%	6	60.0%	40.0%	
経常外収支差額	-1	-32	3200.0%	228.6%	-6	600.0%	18.8%	
当期収支差額	-18	-38	211.1%	380.0%	-24	133.3%	63.2%	
金融安定化特別基金繰入額	0	0			0			
金融安定化特別基金取崩額	18	38	211.1%	380.0%	24	133.3%	63.2%	
金融安定化特別会計収支差額累計額	-868	-870	100.2%	104.6%	-912	105.1%	104.8%	

4. 財務計画

(単位：百万円)

年 度	項 目	19年度計画		19年度実績		20年度計画		
				対計画比	対前年度実績比		対前年度計画比	対前年度実績比
年度金融機関等 出入れ等 金担・金	県	0	0			0		
	市 町 村	0	0			0		
	金融機関等	0	0			0		
	合 計	0	0			0		
	基金取崩	0	0			0		
	基金準備金繰入	574	489	85.2%	52.9%	242	42.2%	49.5%
	基金準備金取崩	0	0			0		
	金融安定化特別基金繰入	0	0			0		
	金融安定化特別基金取崩	18	38	211.1%	380.0%	24	133.3%	63.2%
期末基本財産	基 金	7,818	7,818	100.0%	100.0%	7,818	100.0%	100.0%
	基金準備金	11,399	11,613	101.9%	104.4%	11,847	103.9%	102.0%
	金融安定化特別基金	1,223	1,221	99.8%	97.0%	1,179	96.4%	96.6%
	合 計	20,440	20,652	101.0%	102.2%	20,844	102.0%	100.9%

制度改革促進基金造成	40	85		66.4%	38	95.0%	44.7%
制度改革促進基金取崩	40	2			15	37.5%	750.0%
制度改革促進基金期末残高	223	306	137.2%	137.2%	330	148.0%	107.8%

収支差額変動準備金繰入	0	0			0		
収支差額変動準備金取崩	0	0			0		
収支差額変動準備金期末残高	3,000	3,000	100.0%	100.0%	3,000	100.0%	100.0%

(単位：百万円)

年 度	19年度実績	
項 目		対前年度実績比
国からの財政援助	85	66.4%
基金補助金	85	66.4%
地方公共団体からの財政援助	596	104.0%
保証料補給 (「保証料」計上分)	129	103.2%
保証料補給 (「事務補助金」計上分)	154	100.7%
損失補償補填金	313	106.1%
事務補助金 (保証料補給分を除く)	0	
借入金運用益	0	

5. 経営諸比率

熊本県信用保証協会

(単位：%)

項目	算式	19年度計画	19年度実績		20年度計画			
			対計画比増減	対前年度実績比増減	対計画比増減	対前年度実績比増減		
保証平均料率	保証料収入／保証債務平均残高	1.22%	1.28%	0.06%	0.01%	1.27%	0.05%	-0.01%
運用資産収入の保証債務平残に対する割合	運用資産収入／保証債務平均残高	0.11%	0.12%	0.01%	0.04%	0.12%	0.01%	0.00%
経費率	経費【業務費＋雑支出】／保証債務平均残高	0.49%	0.45%	-0.04%	0.05%	0.53%	0.04%	0.08%
(人件費率)	人件費／保証債務平均残高	0.29%	0.28%	-0.01%	0.03%	0.30%	0.01%	0.02%
(物件費率)	物件費【経費－人件費】／保証債務平均残高	0.20%	0.16%	-0.04%	0.01%	0.23%	0.03%	0.07%
信用保険料の保証債務平残に対する割合	信用保険料／保証債務平均残高	0.59%	0.58%	-0.01%	0.00%	0.59%	0.00%	0.01%
支払準備資産保有率	(流動資産－借入金)／保証債務残高	13.29%	12.89%	-0.40%	0.22%	12.62%	-0.67%	-0.27%
固定比率	事業用不動産／基本財産	1.83%	1.80%	-0.03%	-0.10%	1.73%	-0.10%	-0.07%
基金の基本財産に占める割合	基金／基本財産	38.25%	37.85%	-0.40%	-0.85%	37.51%	-0.74%	-0.34%
求償権による基本財産固定率	(求償権残高－求償権償却準備金)／基本財産	3.74%	4.53%	0.79%	1.76%	4.24%	0.50%	-0.29%
		1,000	1,196			1,200		
基本財産実際倍率	保証債務残高／基本財産	11.8倍	12.0倍			12.1倍		
代位弁済率	代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高	2.45%	3.26%	0.81%	0.74%	2.93%	0.48%	-0.33%
回収率	回収(元本)／(期首求償権＋期中代弁(元利計))	7.23%	7.00%	-0.23%	-0.18%	7.04%	-0.19%	0.04%

(注) 1. 基本財産とは、決算処理後のもの。

2. 基本財産固定率欄の下段には、計算根拠となる各年度末毎の求償権残高の実数(単位/百万円)を記入。